

第 18 回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 5 年 7 月 18 日（火） 13 時 55 分～14 時 24 分

2 開催場所 平川市役所 4 階 大会議室 2

3 出席農業委員（17 名）

1 番委員	三浦 勝志	2 番委員	齋藤 美也子	3 番委員	對馬 忠法
4 番委員	古川 榮	5 番委員	工藤 守	7 番委員	今井 文雄
8 番委員	大川 哲彌	9 番委員	花田 良造	10 番委員	工藤 正
11 番委員	丹代 純嗣	12 番委員	葛西 雅博	13 番委員	今井 龍美
14 番委員	柴田 博明	15 番委員	桑田 久毅	16 番委員	小山内 知寛
18 番委員	山口 知治	19 番委員	長尾 浩		

4 欠席農業委員（2 名）

6 番委員	高井 美奈子	17 番委員	三浦 良孝		
-------	--------	--------	-------	--	--

5 出席農地利用最適化推進委員【調査員】（8 名）

平賀-1	赤平 和総	平賀-2	阿部 功	平賀-3	七戸 茂春
平賀-4	齊藤 嗣郎	平賀-5	谷川 一雄	尾上-1	小野 良
尾上-2	葛西 均	碓ヶ関	平山 純一		

6 出席事務局職員（4 名）

事務局長	小笠原 健	事務局長補佐	佐藤 満徳	碓ヶ関支局長補佐	長濱 貴弘
主査	谷川 智也				

7 議事日程等

第 1 議事録署名者の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案審議

議案第 70 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 71 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 72 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 73 号 農用地利用集積計画の決定について

報告第 51 号 農地法第 3 条 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告第 52 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告第 53 号 使用貸借合意解約書の受理について

報告第 54 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について

報告第 55 号 農地改良届出書(盛土等の届出書)の受理について

8 会議の概要

あいさつ

(省略)

農業委員会憲章
唱和 (委員全
員)

(省略)

【開会 13 時 56 分】

議長 (今井龍
美)

これより、第 18 回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は、19 名中 17 名です。
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
議事録署名者の指名について、議長より指名することにご異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。
18 番山口委員、1 番三浦委員の両名にお願いいたします。
次に、会期についてお諮りいたします。
会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございません
か。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。
議案説明のため、小笠原事務局長、佐藤事務局長補佐、長濱碓
ヶ関支局長補佐、谷川主査の出席を求めました。書記には、長濱
碓ヶ関支局長補佐を採用いたします。

それでは議案審議に入ります。本日の議案は、お手元に配付し
てある議案第 70 号から議案第 73 号までの 4 件、ほかに報告が 5
件でございます。

現地調査の報告を省略し、担当した委員の方から特に疑問点等
がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。

はじめに、議案第 70 号を議題とし、事務局に説明を求めま
す。

谷川主査

それでは、1 ページをご覧ください。

議案 70 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1 農地法第 3 条調査書、別添 2 売買価格一覧と合わせて、2 ページをご覧ください。

所有権移転について、105 番から 108 番は経営拡大、109 番は新規就農、110 番および 111 番は親からの受贈による所有権移転です。

件数は 7 件、面積 39,479.19 平方メートル、田 8 筆 8,414 平方メートル、畑 35 筆 31,065.19 平方メートルとなっています。

次に、6 ページの賃貸借権設定について、131 番および 132 番は経営拡大によるものです。

件数は 2 件、面積 8,677 平方メートル、田 4 筆 8,241 平方メートル、畑 1 筆 436 平方メートルとなっています。

次に、7 ページの使用貸借権設定については、21 番は経営拡大、22 番は再設定によるものです。

件数は 2 件、面積 43,583 平方メートル、田 3 筆 6,229 平方メートル、畑 29 筆 37,354 平方メートルとなっています。

今回、申請のあった案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査を担当した農業委員の方で、疑問点等がある方がおりましたらお願いします。

ございませんか。

担当委員

ありません。

議長

それでは、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

小野委員。

尾上-1 小野委員

所有権移転の 109 番について聞きたいのですけれども。

農地を取得したあとはこちらに住むのでしょうか。

昔、通うという方があったのですが、この方はどうするのでしょうか。

谷川主査 109 番の取得する方は、現在営農大学校に通っておりまして、令和 6 年の 3 月に卒業予定でございます。卒業した後は、こちらの方に住所を移しまして、りんごづくりをやっていくという話で聞いております。

議長 他にございませんか。

議長 ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり許可相当と決定いたします。

次に、議案第 71 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査 9 ページをご覧ください。

議案第 71 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第 4 条第 2 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

総会資料と別に配布しております、別添 3 の農地転用許可基準説明書と合わせて、10 ページをご覧ください。

こちらの申請地は、11 ページのとおり、旧広船小学校から南へ約 400 メートルに位置しています。土地利用計画は、12 ページのとおり、農家住宅用地です。これまでも宅地として使用していましたが、農地であることが判明したため申請に至ったものです。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました、8 番大川委員、10 番工藤委員、疑問点等がありましたらお願いします。

担当委員 ありません。

議長 それでは、議案第 71 号について、質疑、ご意見を求めます。何かございませんか。

議長 ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第 72 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査 13 ページをご覧ください。
議案第 72 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第 5 条第 3 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

14 ページをご覧ください。

18 番の申請地は、15 ページのとおり、尾上総合支所から北に約 500 メートルに位置します。

土地利用計画は、16 ページのとおり、資材置場及び駐車場用地です。

隣地の建設業会社の敷地拡張として、資材置場と駐車場として利用する予定です。

19 番の申請地は、17 ページのとおり、大坊小学校から東へ約 700 メートルに位置しております。土地利用計画は 18 ページのとおりで、普通住宅の建築です。

申請者は隣接する住宅に所有者の親と同居していますが、手狭になったため申請地に住宅を新設する予定です。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
現地調査に立ち会いました、8 番大川委員、10 番工藤委員、疑問点等がありましたらお願いします。

担当委員 ありません。

議長 それでは、議案第 72 号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

議長 ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第 73 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

19 ページをご覧ください。

議案第 73 号 農用地利用集積計画の決定について、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため審議を求めるものです。

20 ページをご覧ください。

所有権移転については、全て経営拡大による売買です。

件数は 7 件、面積 25,279 平方メートルで、田 15 筆 21,397 平方メートル、畑 3 筆 3,882 平方メートルとなっております。

なお、売買価格については、別添 4 の資料のとおりです。

次に、22 ページ、利用権設定について、こちらも全て経営拡大によるもので、50 番および 51 番は農地中間管理事業による一括方式の利用権設定で、期間満了により更新するものです。

件数は 3 件、面積 18,307 平方メートルで、田 2 筆 8,754 平方メートル、畑 3 筆 9,553 平方メートルとなっております。

今回、申請のあった案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました、18 番山口委員、19 番長尾委員、疑問点等がありましたらお願いします。

担当委員

ありません。

議長

それでは、所有権移転の 152 番、利用権設定の 50 番および 51 番を除いて質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、所有権移転の 152 番は、齊藤推進委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に準じ、齊藤推進委員に退席を求めます。

(齊藤推進委員、退席)

議長

それでは、所有権移転の 152 番について、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、152 番を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
齊藤推進委員の入室を許可します。

(齊藤推進委員、着席)

議長

次に、利用権設定の 50 番および 51 番は、16 番小山内委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に準じ、小山内委員に退席を求めます。

(小山内委員、退席)

議長

それでは、利用権設定の 50 番および 51 番について、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、50 番および 51 番を原案のとおり決定することに、ご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
小山内委員の入室を許可します。

(小山内委員、着席)

議長

次に、報告 5 件を一括して、事務局に説明を求めます。

谷川主査

24 ページをご覧ください。

報告第 51 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、農地法施行規則第 21 条の規定により、農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。

説明に入る前に 26 ページの合計欄のところですが、畑の筆数が記されるところが、アルファベットの p となっておりますが、こちら数値としては 78 となるべきでした。訂正の方をお願いいたします。

25 ページをご覧ください。

令和 5 年 4 月から令和 5 年 6 月までの間に、相続による届出があった一覧です。

27 ページをご覧ください。

報告第 52 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

別添 4 関連案件一覧と合わせて、28 ページをご覧ください。

こちらは、他者へ売買するため解約するものです。

件数は 1 件、面積 1,456 平方メートルで、田 2 筆です。

29 ページをご覧ください。

報告第 53 号 使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

30 ページをご覧ください。

こちらは農地転用のため、解約するものです。

件数は 1 件、面積 181 平方メートルで、地目は田 2 筆となっております。

31 ページをご覧ください。

報告第 54 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について 農地法施行令第 3 条第 2 項及び第 10 条第 2 項の規定により、別紙のとおり市街化区域内農地の転用届出を受理し、その旨通知したので報告するものです。

32 ページをご覧ください。

今回の届出地は 33 ページのとおり、尾上総合支所から南へ約 60 メートルに位置するところです。土地利用計画は 34 ページのとおり、隣地の宅地と一体的に活用するものです。これまでも宅地として使用していましたが、農地であることが判明したもので、届出をすることとなりました。

35 ページをご覧ください。

報告第 55 号 農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について、別紙のとおり農地改良届出書を受理したので報告するものです。

36 ページをご覧ください。

今回の届出地は 37 ページのとおり、尾上総合高校から北西へ約 1 km に位置するところです。盛土後は隣接している田と一体的に、水稻を作付する予定とのことです。

以上です。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いします。

何か、ございませんか。

小野委員。

尾上-1 小野委員

32 ページの、りんご冷蔵庫の場所がわからないのですけれども。

事務局長

グリーンセンター裏のりんご冷蔵庫です。

議長

他に、ございませんか。

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。

よって、第 18 回総会を閉会いたします。

【閉会 14 時 24 分】